

第 3 号議案

平 成 2 6 年 度

亀岡市簡易水道事業特別会計予算

平成26年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算

平成26年度亀岡市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成26年2月24日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 78,841
	1 使用料	78,766
	2 手数料	75
2 分担金及び負担金		11,830
	2 負担金	11,830
5 財産収入		262
	1 財産運用収入	262
7 繰入金		73,117
	1 他会計繰入金	34,101
	2 基金繰入金	39,016
8 繰越金		214
	1 繰越金	214
9 諸収入		2,836
	2 雑入	2,836
歳入合計		167,100

2 歳出

款	項	金額
1 管理費		千円 105,224
	1 施設管理費	105,224
3 公債費		59,876
	1 公債費	59,876
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		167,100